

定期検査の繰上げ実施に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正事項

定期検査の繰上げ実施に関する事項

改正理由

現行の IACS 統一規則では、定期検査を中間検査の時期まで繰り上げて一部併行して実施することにより、定期検査時に要求される内部検査、精密検査及び板厚計測等の検査項目と中間検査で要求されるこれらの検査項目を 1 回の検査又は計測で済ませる場合が考えられ得る。この場合には、これらの検査項目は定期検査間に 1 度しか実施されないことになる。

このため IACS は、上記のようなことが発生することを防止するため、統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズの見直しを行い、1 回の検査を複数の検査項目として同時に考慮することはできない旨を明記する改正を Z7(Rev.15), Z7.1(Rev.5), Z7.2(Rev.1), Z10.1(Rev.15), Z10.2(Rev.26), Z10.3(Rev.9), Z10.4(Rev.6) 及び Z10.5(Rev.8)として採択した。

本会規則においては、定期検査を中間検査の時期まで繰り上げて実施する場合は中間検査を行わない旨が規定されていることから上記のような問題は生じないが、同様に内部検査、精密検査及び板厚計測の実施間隔が非常に長くなる可能性があった。

このため、定期検査を中間検査の時期まで繰り上げて実施する場合について、内部検査、精密検査及び板厚計測の実施間隔を適正に保つよう、関連規定を改めた。

改正内容

定期検査を繰り上げて実施し中間検査を行わない場合について、当該定期検査については 3 回目の年次検査の時期までに完了しなければならない旨を明記した。